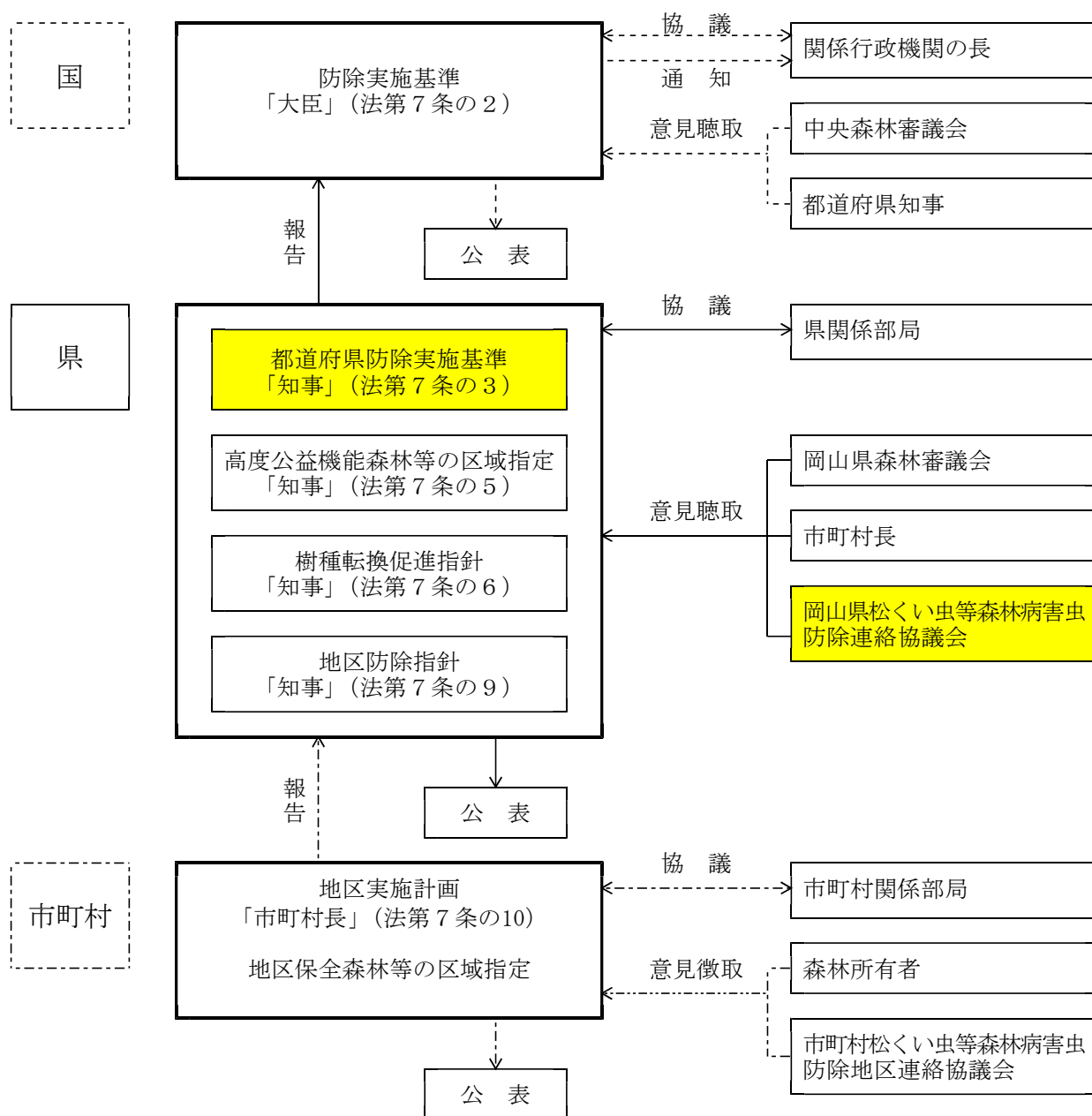


【協議事項】

「岡山県防除実施基準」の変更について

森林病虫害等防除法に基づく防除実施基準等の策定（変更）に係るフロー



(参 考)

○森林病虫害等防除法

松くい虫等の被害を早期に徹底的に駆除し、そのまん延を防止することで森林の保全を図ることを目的とする。

○岡山県防除実施基準

森林病虫害等防除法に基づき松くい虫被害を防ぐため、空中散布が実施できる森林の区域や実施する際の留意事項を定めたもの。

○高度公益機能森林

森林病虫害等防除法に基づき、保安林として指定された松林及びその他の公益性の高い松林であって、松林以外の樹種からなる森林では当該機能を確保することが困難な森林。

○地区保全森林

松林としての機能を確保しつつ、高度公益機能森林への被害拡大を防止する措置を実施することが適当な松林。(高度公益機能森林に準じた対策を行う)

松くい虫被害対策の推進体系

<防除実施基準>

森
林
病
害
虫
等
防
除
法

(法第7条の2)

農林水産大臣は、

- 特別防除を行うことのできる森林に関する基準、環境保全・被害防止、その他薬剤による防除に関する事項を定めるものとする。

関連通達

「森林病虫害等防除法第7条の2第1項の規定に基づく防除実施基準の運用に関する留意事項並びに都道府県防除実施基準の策定について」

都道府県防除実施基準策定要領

都道府県防除実施基準（変更案）について、都道府県森林審議会に諮問し、答申を得る。

<都道府県防除実施基準>

(法第7条の3)

都道府県知事は、

- 防除実施基準に適合する森林に関する事項、環境保全・被害防止、その他薬剤による防除に関する事項を定め、又は変更しなければならない。
- 策定又は変更にあたっては、都道府県森林審議会及び関係市町村長の意見を聴かなければならない。

<高度公益機能森林等の区域の指定>

(法第7条の5)

都道府県知事は、

- 松くい虫等を駆除し、又はそのまん延を防止することにより、森林資源として重要な特定森林を保護し、及びその有する機能を確保するため、特に必要があると認めるときは、高度公益機能森林（法第2条第4項）及び被害拡大防止森林（法第2条第5項）の区域を指定しなければならない。
- 区域の指定又は変更にあたっては、都道府県森林審議会及び関係市町村長の意見を聴かなければならない。

「高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域の指定、樹種転換促進指針の策定、地区防除指針の策定並びに地区実施計画の策定について」

高度公益機能森林並びに被害拡大防止森林の区域指定要領

区域指定案（変更案）について、都道府県森林審議会に諮問し、答申を得る。

<樹種転換促進指針>

(法第7条の6)

都道府県知事は、

- 樹種転換に係る施業、森林組合等による樹種転換の促進及びその他樹種転換の実施の指針に関する事項を定めなければならない。
- 策定又は変更にあたっては、都道府県森林審議会及び関係市町村長の意見を聴かなければならない。

<地区防除指針>

(法第7条の9)

都道府県知事は、

- 地区実施計画の対象となる森林の基準、地区実施計画の指針となるべき事項を定めなければならない。
- 策定又は変更にあたっては、都道府県森林審議会及び関係市町村長の意見を聴かなければならない。

<地区実施計画>

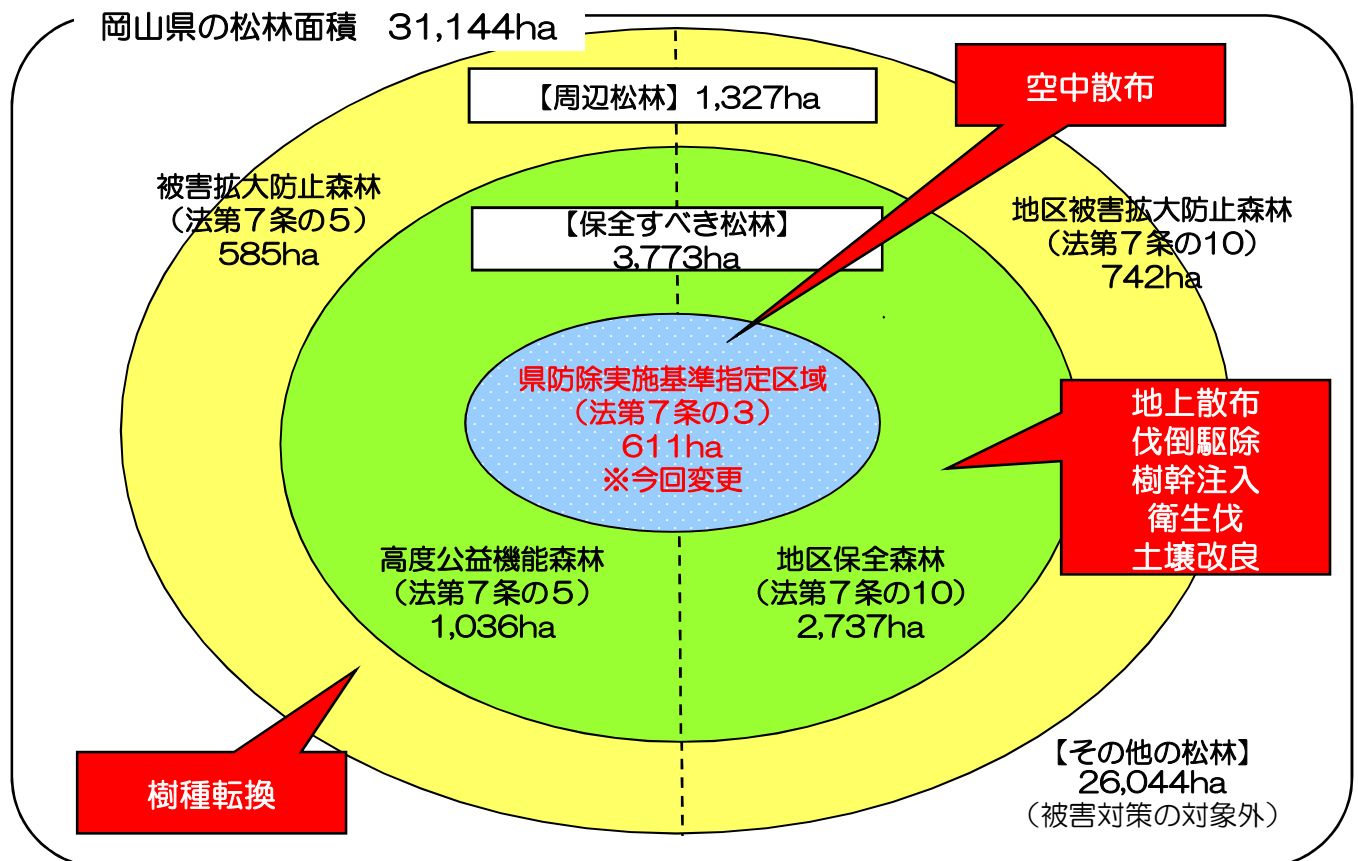
(法第7条の10)

関係市町村は、

- 地区防除指針に即して、当該基準に適合する特定森林につき、地区実施計画を定め、又は変更しなければならない。
- 策定、変更にあたっては、対象となる特定森林を所有する者の意見を聴かなければならない。

松林区分別の被害対策方針

区分	松林区分	指定者	松林の選定基準	被害対策方針
保全すべき松林	高度公益機能森林	県知事	保安林及びその他制限林等のうち公益的機能が高く、美しい景観を形成し松以外の樹木では代替することのできないような役割を果たしている松林で今後とも松林として保全する必要のある松林 (水源かん養保安林、土砂流出防備保安林、国立公園、県立自然公園等)	関係市町村と十分な調整を図りながら、総合的な防除対策を実施する。 ・ 空中散布 ・ 地上散布 ・ 伐倒駆除 ・ 樹幹注入 ・ 松林健全化整備（衛生伐） ・ 土壌改良
	地区保全森林	市町村	高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の被害対策と調和を保ちつつ、防除を実施し保全を図る松林	
保全すべき松林	県防除実施基準指定区域	県知事	特別防除（空中散布）の実施が特に必要と認められる松林 ※今回変更	
周辺松林	被害拡大防止森林	県知事	高度公益機能森林への被害拡大を防止するため、周辺に位置し、樹種転換を計画的に進める必要がある松林	「保全すべき松林」の周辺松林については、感染源となる松を早期に伐採・除去し、広葉樹林等へ誘導する。 ・ 樹種転換
	地区被害拡大防止森林	市町村	高度公益機能森林及び被害拡大防止森林以外の松林で、高度公益機能森林への被害拡大を防止するため、樹種転換を計画的に進める必要がある松林	



岡山県防除実施基準の変更について（案）

1 岡山県防除実施基準

民有林における安全かつ適切な薬剤防除の実施に関する基準として、知事が国の防除実施基準に従い、以下の事項について定めている。

- (1) 特別防除を行うことのできる森林に関する基準に適合する区域
- (2) 特別防除を行う森林の周囲の自然環境及び生活環境の保全に関する事項
- (3) 特別防除により農業、漁業その他の事業に被害を及ぼさないようにするために必要な措置に関する事項
- (4) その他森林病虫害等の薬剤による防除に関する事項

2 変更の概要

上記（1）特別防除を行うことのできる森林に関する基準に適合する区域の解除

(1) 変更対象松林区域

	市町名	旧町村名	変更前	変更後	増 減
特別防除を行うことのできる森林に関する基準に適合する森林	赤磐市	熊山町	193ha	175ha	△18ha
		吉井町	388ha	284ha	△104ha

(2) 変更理由

- ・特別防除（空中散布）を行うことのできる森林と危被害対象物（空中散布の実施に当たって避けるべき施設等）との距離を十分に確保するため、危被害対象物周辺の特別防除を行うことのできる森林について、区域の解除を行うもの。

岡山県防除実施基準に定める「特別防除を行うことのできる森林に関する基準に適合する区域」変更(案)

所在地		現行		変更案		増減 (ha)	変更理由
市町村	旧市町村	区域	面積 (ha)	区域	面積 (ha)		
赤磐市	旧熊山町	10林班に(一部)・ほ(一部)・へ(一部)・と(一部)・ち(一部)、り(一部)、11林班ろ(一部)・は(一部)・に(一部)・ほ(一部)・へ(一部)、12林班い(一部)・ろ(一部)・は(一部)・に(一部)・へ(一部)、13林班い(一部)・ろ・は(一部)・に・ほ(一部)・へ(一部)・と(一部)、14林班は(一部)、18林班は(一部)・に(一部)、19林班い(一部)・ろ(一部)・は(一部)・に(一部)・ほ(一部)、20林班い(一部)・ろ(一部)・は(一部)、38林班い(一部)・ろ(一部)・ほ(一部)	193	10林班に(一部)・ほ(一部)・へ(一部)・と(一部)・ち(一部)、り(一部)、11林班ろ(一部)・は(一部)・に(一部)・ほ(一部)・へ(一部)、12林班い(一部)・ろ(一部)・は(一部)・に(一部)・へ(一部)、13林班い(一部)・ろ・は(一部)・に・ほ(一部)・へ(一部)・と(一部)、14林班は(一部)、18林班は(一部)・に(一部)、19林班い(一部)・ろ(一部)・は(一部)・に(一部)・ほ(一部)、20林班い(一部)・ろ(一部)・は(一部)、38林班い(一部)・ろ(一部)・ほ(一部)	175	△ 18	区域の解除
	旧吉井町	15林班い・へ(一部)・と(一部)、19林班い(一部)・ろ(一部)・は(一部)・に(一部)・ほ(一部)・へ(一部)・と(一部)・ち(一部)、20林班い(一部)・ろ(一部)、22林班ろ(一部)・は(一部)・に・ほ(一部)、23林班ほ(一部)、24林班い(一部)・ろ(一部)・は(一部)・に(一部)・ほ(一部)、28林班は(一部)・に(一部)、29林班い(一部)・ろ(一部)・は(一部)、33林班は(一部)・に(一部)・ほ(一部)・へ(一部)、34林班い(一部)・ろ(一部)・は(一部)・に(一部)・ほ(一部)・へ(一部)、35林班に(一部)・ほ(一部)・へ(一部)、35林班に(一部)・ほ(一部)・へ(一部)、44林班に(一部)・ほ(一部)・へ(一部)、45林班と、48林班い(一部)・ろ(一部)・は(一部)・に(一部)・ほ(一部)・へ(一部)・ち(一部)、49林班に(一部)・ほ(一部)・と(一部)・ち(一部)・り(一部)・り(一部)、49林班い(一部)・ろ(一部)・は(一部)、50林班は(一部)・ほ(一部)・へ(一部)・と(一部)、51林班い(一部)・ろ(一部)・は(一部)・ほ(一部)・へ(一部)・と(一部)・ち(一部)、52林班ほ(一部)・へ(一部)・と(一部)・ち(一部)、53林班い(一部)・ろ(一部)・は(一部)	388	15林班い・へ(一部)・と(一部)、19林班ろ(一部)・へ(一部)・と(一部)、20林班い(一部)・ろ(一部)、22林班ろ(一部)・は(一部)・に・ほ(一部)、23林班ほ(一部)、24林班ろ(一部)・は(一部)・に(一部)・ほ(一部)、28林班は(一部)・に(一部)、29林班い(一部)・ろ(一部)・は(一部)、33林班は(一部)・に(一部)・へ(一部)、34林班は(一部)・へ(一部)、44林班に(一部)・ほ(一部)、45林班と、48林班い(一部)・は(一部)・に(一部)・ほ(一部)・へ(一部)・ち(一部)、49林班ほ(一部)・と(一部)・ち(一部)・り(一部)、49林班い(一部)・ろ(一部)・は(一部)、50林班へ(一部)・と(一部)、51林班い(一部)・ろ(一部)・は(一部)・へ(一部)・と(一部)・ち(一部)、52林班と(一部)・ち(一部)	284	△ 104	区域の解除
	計		581		459	△ 122	
井原市	旧美星町	3林班と(一部)・ち(一部)、11林班い(一部)・ろ(一部)・は(一部)・と(一部)・へ(一部)、12林班に(一部)	30	3林班と(一部)・ち(一部)、11林班い(一部)・ろ(一部)・は(一部)・と(一部)・へ(一部)、12林班に(一部)	30	0	
県計			611		489	△ 122	

岡山県防除実施基準 (変更案)

岡山県

岡山県防除実施基準

1 防除実施基準に定める特別防除を行うことのできる森林に関する基準に適合する区域

岡山県において、松くい虫の駆除及びまん延の防止のため、「防除実施基準」（平成27年9月18日農林水産省）に定める特別防除を行うことのできる森林に関する基準に適合する区域を次のとおり定める。

所在地		面積 (ha)	区 域
市町名	旧町村名		
赤磐市	熊山町	193 175	10林班こ（一部）・ほ（一部）・へ（一部）・と（一部）・ち（一部）、り（一部）、11林班ろ（一部）・は（一部）・に（一部）・ほ（一部）・へ（一部）、12林班い（一部）・ろ（一部）・は（一部）・に（一部）・へ（一部）、13林班い（一部）・ろ・は（一部）・に・ほ（一部）・へ（一部）・と（一部）、14林班は（一部）、18林班ま（一部）・に（一部）、19林班い（一部）・ろ（一部）・は（一部）・に（一部）・ほ（一部）、20林班い（一部）・ろ（一部）・は（一部）、38林班い（一部）・ろ（一部）・ほ（一部）
	吉井町	388 284	15林班い・へ（一部）・と（一部）、19林班 い（一部）・ろ（一部）・は（一部）・に（一部）・ほ（一部）・へ（一部）・と（一部）・ち（一部）、 20林班い（一部）・ろ（一部）、22林班ろ（一部）・は（一部）・に・ほ（一部）、23林班ま（一部）、24林班 い（一部）・ろ（一部）・は（一部）・に（一部） ・ほ（一部）、28林班ま（一部）・に（一部）、29林班い（一部）・ろ（一部）・は（一部）、33林班ま（一部）・に（一部）・ほ（一部）・へ（一部）、34林班 い（一部）・ろ（一部）・は（一部）・に（一部）・ほ（一部）・へ（一部）、 35林班こ、67林班ろ（一部）・は、44林班こ（一部）・ほ（一部） ・へ（一部）、 45林班と、48林班い（一部）・ろ（一部）・は（一部）・に（一部）・ほ（一部）・へ（一部）・ち（一部）、49林班こ （一部）・ほ（一部） ・と（一部）・ち（一部）・り（一部）、49林班い（一部）・ろ（一部）・は（一部）、50林班ま （一部）・ほ（一部）・へ（一部） ・と（一部）、51林班い（一部）・ろ（一部）・は（一部） ・ほ（一部）・へ（一部） ・と（一部）・ち（一部）、52林班ま （一部）・へ（一部） ・と（一部）・ち（一部）、53林班 い（一部）・ろ（一部）・は（一部）
井原市	美星町	30	3林班と（一部）・ち（一部）、11林班い（一部）・ろ（一部）・は（一部）・と（一部）・へ（一部）、12林班こ（一部）
県	計	489 489	

2 特別防除を行う森林の周囲の自然環境及び生活環境の保全に関する事項

特別防除の実施に当たっては、特に次に掲げる事項に十分配慮し、特別防除を行う森林の周囲の自然環境及び生活環境の保全に努めるものとする。

また、地域住民等関係者の意見を尊重するとともに、特別防除の実施の必要性及び安全性、使用薬剤、散布方法、実施時の注意事項等について地域住民等関係者への周知徹底を図り、その理解と協力を得るよう努めるものとする。

ア 国内希少野生動植物種、天然記念物等の貴重な野生動植物の生息、分布状況等について十分実態を把握し、これらの貴重な野生動植物に悪影響を及ぼさないよう当該生息地等から十分な間隔を保持するなど適切な対策を講じるものとする。

イ 病院、学校、家屋、水源等に薬剤が飛散・流入しないよう風向、風速等に十分注意し、これらの施設等からの十分な間隔の保持、適切な散布方法の選択、給水施設の被覆、自動車の移動・被覆等適切な対策を講じるとともに、これらについての周辺住民等への周知徹底を図るものとする。

特に山間部において、湧水を利用した小規模な簡易水道施設がある場合は、地元自治会等の協力を得ながら水源の位置や利用状況の把握に努め、散布区域の水系除外等の対応を行うものとする。

ウ 鉄道、道路その他の交通施設、公園、レクリエーション施設その他の利用者が集合する場所等の周辺の森林において特別防除を実施する場合には、実施時間等をも考慮の上、道路等の交通規制、う回等誘導、入場規制等の必要な対策を講じるものとする。

特に入山者が見込まれる散布区域については、登山道、林道の入口に入山禁止の標識等を設置するとともに、広報等により事前にその旨を地区住民等へ周知するものとする。

3 特別防除により農業、漁業その他の事業に被害を及ぼさないようにするために必要な措置に関する事項

特別防除の実施に当たっては、農業、漁業その他の事業に被害を及ぼさないようにするため、次に掲げる事項等必要な措置を講じるものとする。この場合、特に蚕児、農作物、養蜂群、水産物の増養殖場、漁場、保護水面等については、地域の実情に応じて、関係団体等とも十分協議し、その意見を尊重した上、風向、風速等に注意して、対象物等からの十分な間隔の保持、蜜蜂の巣箱の移動、水産種苗の放流時期との調整等の十分な被害防止対策等を実施するとともに、特別防除の実施の必要性及び安全性、使用薬剤、散布方法、実施時の注意事項等について地域住民等関係者への周知徹底を図り、理解と協力を得るよう努めるものとする。

ア 養蚕関係

桑園等には、薬剤が飛散しないよう十分な距離をとるとともに、蚕室等については、被覆等の方法により、薬剤の飛散、流入を防ぐものとする。

また、必要に応じて桑園への薬剤の飛散の有無を確認できるよう落下調査紙を設置し、桑葉への薬剤の飛散による付着のおそれがあると認められた場合には試験給桑を行い、安全を確認するとともに、その結果に異常が認められるときは、安全な代桑によって不足分を補うようにするなどの対策を講じるものとする。

イ 養蜂関係

業者養蜂については、養蜂振興法第3条に基づいて知事に届出された飼育場所等を踏まえ、関係課と危被害防止について十分協議するとともに、養蜂業者の組織する団体等の協力を得て、養蜂群の移動措置や散布期日の連絡方法等についての体制整備を図ることにより、危被害の未然防止に努めるものとする。自家養蜂については、市町村等の協力を得て飼育場所の把握に努め、広報等により、巣箱の軒先等の安全な場所への一時移動、巣箱の被覆、冷却等適切な被害防止措置を講じるよう指導するものとする。

ウ 農作物関係

葉たばこの栽培地、茶園、果樹園等については、薬剤が飛散しないよう必要な距離をとるなどの措置を講じるとともに、必要に応じての耕作者の立会いや飛散の有無を確認するための落下調査紙の設置等により、安全性を確認するものとする。また、その他の農作物についても、散布に当たっては農地から十分距離をとるとともに、その種類、生育時期によっては薬剤の付着により悪影響を生じるおそれがあることから、事前の採取や被覆等の対策について十分指導するものとする。

エ 畜産関係

畜舎及び鶏舎に薬剤が飛散しないよう必要な距離をとるとともに、航空機の騒音による被害が発生しないよう指導するものとする。また、採草地や放牧地に薬剤が飛散しないように留意する。

また、事前の牧草の刈取り、家畜のけい留等の措置を指導するとともに、必要に応じての関係者の立会いや飛散の有無を確認するための落下調査紙の設置等により、安全性を確認するものとする。

オ 漁業関係

水産動物の増養殖場等が散布区域の周辺に存する場合には、水産動物又はその養殖施設等の一時移動又は被覆、水産種苗の放流時期との調整等被害防止に万全を期すものとする。

養殖場周辺における散布にあつては、風向、風速等に十分注意して十分な距離をおいて散布するなど、危被害の未然防止のため、関係者との十分な調整を図りながら行うものとする。

4 その他森林病虫害等の薬剤による防除に関する事項

- (1) 特別防除の実施に当たっては、使用薬剤の農薬登録における使用方法及び使用上の注意事項、農薬取締法（昭和23年法律第82号）第12条第1項の基準等を遵守し、立地条件、気象条件等を十分勘案の上、安全かつ適正な実施に努めるほか、次に掲げる事項に十分配慮するものとする。

ア 散布を行うに際しては、その区域及び散布除外区域の境界、河川、浄水場並びに航空機の飛行の障害物等の位置を明示した地図を作成すること。

イ 散布を開始する前には、散布を行う区域、散布除外区域及び航空機の飛行の障害物等を示す標識を設置するとともに、アの地図に基づき、地上及び空中から散布を行う区域及び散布除外区域の境界、河川、浄水場並びに航空機の飛行の障害物等の位置並びに当該区域等を示す標識の設置状況を十分に確認すること。

ウ 散布は、散布除外区域に散布することがないように、風向、風速等に十分注意し、かつ、イの標識を常に確認しながら行い、強風等の場合は、直ちに散布を中止すること。

エ 降雨中、降雨直後及び散布後間もなく降雨が予想されるときは、散布薬剤が枝に付着しにくく、また濃霧のときは標識の確認が困難になるなど、散布区域の誤認等による危被害発生のおそれがあるので、散布を行わないこと。

- (2) 特別防除の実施に当たっては、人によって薬剤による影響が異なることを配慮して、あらかじめ最寄りの保健所、病院等に特別防除の実施日時、使用薬剤の種類等を連絡し、万一に備えた医療緊急体制を整備するとともに、森林研究所等の試験研究機関、家畜保健衛生所等に連絡し、協力を依頼するものとする。また、天候等の関係で実施日時を変更する場合及び特別防除の実施が終了した場合にも、関係機関に速やかに連絡するものとする。

- (3) 特別防除の実施により、農業、漁業その他の事業に被害が発生し、又は周囲の自然環境及び生活環境に悪影響が生じた場合には、直ちに当該地区の特別防除を中止してその原因の究明に努めるとともに、適切な事後措置を講じるものとする。

- (4) 1の特別防除を行うことのできる森林に関する基準に適合する区域以外で、薬剤による防除が必要なものについては、地上からの薬剤による防除を適切に実施するものとする。

- (5) 森林病虫害等の薬剤による防除を最も効果的な時期に実施するため、発生予察を実施し、薬剤による防除の効果の確保を図るものとする。

(策 定 平成 9年 5月 9日)

(一部変更 平成10年 4月17日)

(一部変更 平成12年 5月22日)

(一部変更 平成14年 4月26日)

(一部変更 平成16年 5月28日)

(一部変更 平成19年 4月24日)

(一部変更 平成24年 5月 8日)

(一部変更 平成28年 3月25日)

(一部変更 平成31年 3月 1日)

(一部変更 令和 3年 月 日)